

改正後	改正前
<p>(健康診断の実施) 第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務(石綿等の取扱)若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等(石綿則第二條第四項に規定する石綿分析用試料等をいう。)の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。)に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 5 6 (略)</p>	<p>(健康診断の実施) 第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務(石綿等の取扱)若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等(石綿則第二條第二項に規定する石綿分析用試料等をいう。)の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。)に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 5 6 (略)</p>